

都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城条例の概要

1. 目的

国が設置する休憩・情報発信施設と連携し、市民及び道路利用者に安全で快適な休憩の場を提供するとともに、本市の誇る「日本一の肉と焼酎」を中心とする地場製品の販売、道路情報及び地域情報の発信並びに多様な世代の交流と賑わいを通じた地域産業の振興及び地域経済の活性化を図り、さらには防災拠点の機能付与を通じた市民の安心安全の確保を図るため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都城市都北町 5225 番地 1 に都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城（以下「道の駅」都城という。）を設置するものです。

2. 条例案の特徴

「道の駅」都城は、建物内で公の施設部分と民間所有部分がシームレスに存在し、かつ、同一敷地内には国が所有する建物も存在するという、混在した配置となります。

したがって、第 2 条第 2 項において、公の施設と国所有施設及び民間事業者所有施設とが併設される旨を規定することにより、「道の駅」都城の全体像をより分かりやすくする狙いを込めており、本条例における最も特徴的な規定となっています。

なお、その他条例全体を通しては、第 2 条第 1 項に掲げる「道の駅」都城のうち公の施設部分に関する利用時間、休館日、使用料等といった条例に規定すべき基本的事項を通常どおり規定しているところであり、これらの規定については、市内の類似施設における条例に準じているところでもあります。

3. 条例案のうち基本的事項（施設構成、利用時間、休館日等）について

(1) 施設構成（第 2 条）

市（公の施設）	民間所有	国所有
(1) キッチンスタジオ	(1) 直売所	(1) 休憩・情報発信施設
(2) 多目的室	(2) カフェ	(2) 公衆便所
(3) イベント広場	(3) レストラン	(3) 備蓄倉庫
(4) アスレチック広場	(4) ギャラリーホール	(4) 駐車場
(5) 木製遊具広場	(5) 事務室	
(6) 観光案内所		
(7) 駐車場		
(8) 公衆便所		

(2) 利用時間 (第9条)

市 (公の施設)	利用時間	考え方
(1) キッチンスタジオ (2) 多目的室	午前 9 時 - 午後 10 時	市内類似施設 (Mallmall、交流プラザ) の利用時間、利用状況を考慮し、22 時までとする。
(3) イベント広場 (4) アスレチック広場	午前 9 時 - 午後 9 時	市内類似施設 (Mallmall まちなか広場) の利用時間、利用状況を考慮。 また、屋外にあることから、近隣住民への影響も考慮し、21 時までとする。
(5) 木製遊具広場 (6) 観光案内所	午前 9 時 - 午後 6 時	市内類似施設 (おれびか・観光案内所) の利用時間、利用状況を考慮し、18 時までとする。
(7) 駐車場 (8) 公衆便所	終日	道の駅の性質上、24 時間とする。 道の駅の性質上、24 時間とする。ただし、屋外トイレに限る。

(3) 休館日 (第10条)

市 (公の施設)	休館日	考え方
(1) から (6) まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 月 1 日 ・ 施設等点検日 (5-6 月) ・ その他市長が定める日 	現在の道の駅の休館日 (1 月 1 日) に準ずる。
(7) 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無休 	道の駅の性質上、無休とする。
(8) 公衆便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無休 	道の駅の性質上、無休とする。ただし、屋外トイレに限る。

(4) 使用料 (第 17 条)

市 (公の施設)	使用料	考え方
(1)から(3)まで	あり (第 17 条別表のとおり)	年間維持管理コストから算出した時間当たりコストと、類似施設 (Mallmall、交流プラザ、縄瀬活性化センター) における使用料の面積及び時間単価とを比較衡量し、設定する。
(4)から(8)まで	なし	

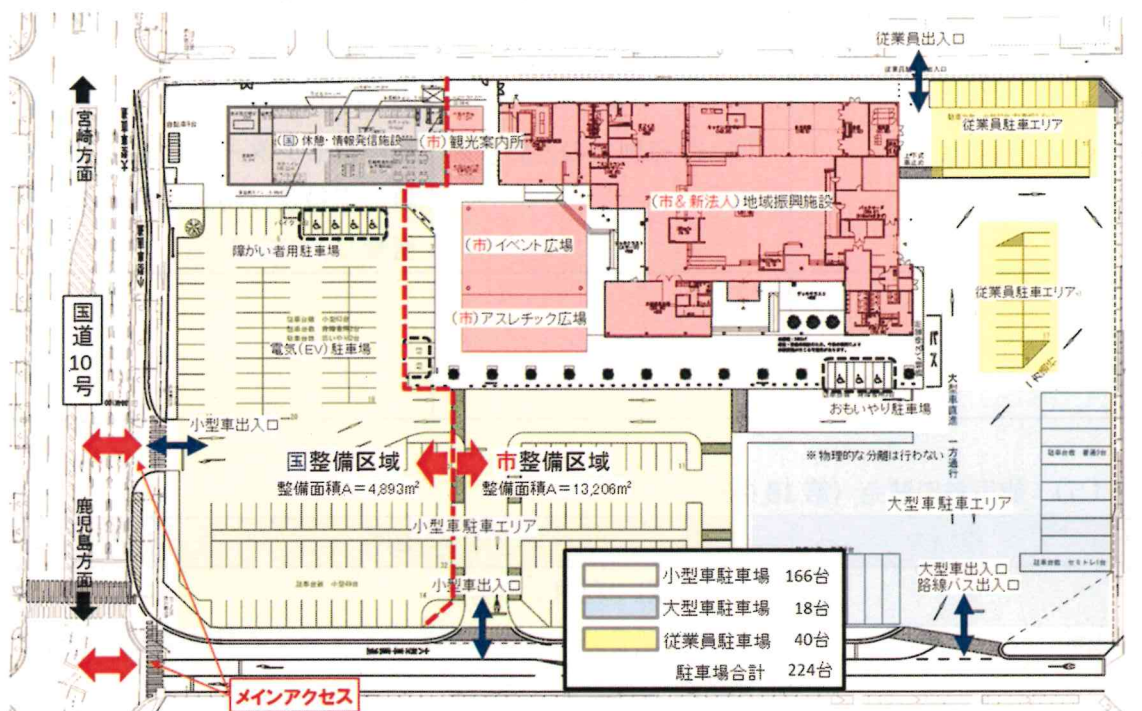
(5) 使用料の減免 (第 18 条)

種類	条件
免除	<ul style="list-style-type: none"> ・市が公用で利用する場合 ・指定管理者が市長の承認を得て実施する自主事業のために利用する場合
減額又は免除	<ul style="list-style-type: none"> ・市又は指定管理者と共催で行う事業のために利用する場合 ・学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく市内の学校、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に基づく市内の保育所又はこれらに準ずるものが、教育又は保育目的のために利用するとき。 ・前号のほか、市長が特別の理由があると認める場合

4. 位置図について

- (1) 敷地全体の配置図 別紙 1
- (2) 諸室の配置図 別紙 2

【敷地全体の配置図】



整備形態：一体型道の駅として整備

整備主体：国土交通省、都城市、株式会社ココニクル都城

整備内容：休憩（トイレ、駐車場）・情報提供・防災施設（国土交通省）

地域振興施設（市及び株式会社ココニクル都城）

イベント広場・アスレチック広場、観光案内所、駐車場（市）

駐車台数：小型車駐車場…166台（内 屋根付き駐車場7台）

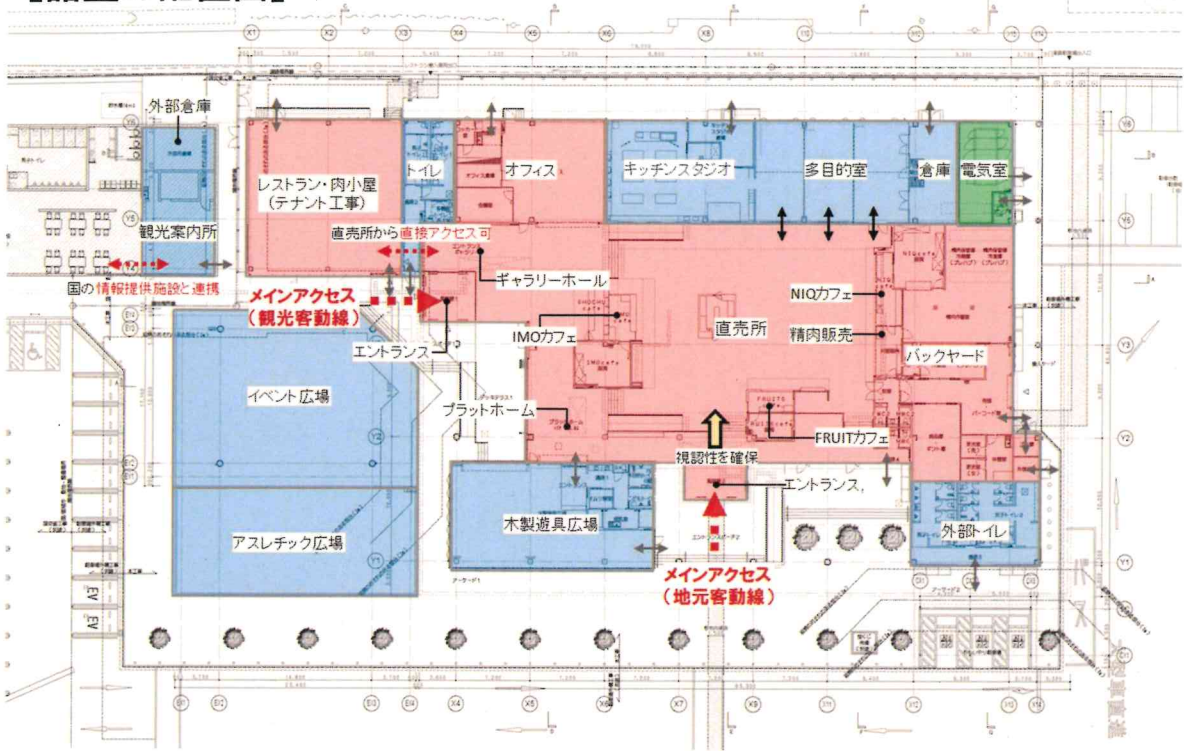
大型車駐車場…18台

従業員駐車場…40台

合計 224台

整備面積：約 1.8ha

【諸室の配置図】



主な整備施設

ア 公益施設 (青色部)

No.	導入施設	面積 (㎡)	備考
1	キッチンスタジオ	144.045	
2	多目的室	196.020	
3	木製遊具広場	201.960	子ども用トイレ、授乳室等含む
4	内部トイレ	60.435	
5	外部トイレ	102.060	
6	イベント広場	400.140	
7	アスレチック広場	245.700	
合計		1,350.360	

イ 収益施設 (赤色部)

No.	導入施設	面積 (㎡)	備考
1	エントランスギャラリー	119.520	
2	直売所	712.260	利用客用トイレ含む
3	カフェコート	128.700	
4	バックヤード	277.830	従業員用トイレ含む
5	オフィス	142.560	
6	レストラン	227.250	
合計		1,608.120	

ウ 共用施設 (緑色部)

No.	導入施設	面積 (㎡)	備考
1	電気室	47.460	
2	消火ポンプ室	6.000	
合計		53.460	